

道所管区域における 建築確認手続き変更のお知らせ

道では、これまで5千㎡を超える大規模な建築物等について、本庁（建設部住宅局建築指導課）で審査を行ってきましたが、次のとおり本庁審査物件の範囲が変更になりますのでお知らせします。

1 本庁審査物件の範囲

	変更前	変更後
新築、増築、改築、大規模の修繕・模様替え、用途変更の確認申請	木造以外で延床面積が5,000㎡を超える建築物又は6階以上の建築物	木造以外で延床面積が1,000㎡を超える建築物又は6階以上の建築物 ^{※1}
	ルート2の建築物（建築物の部分も含む）	

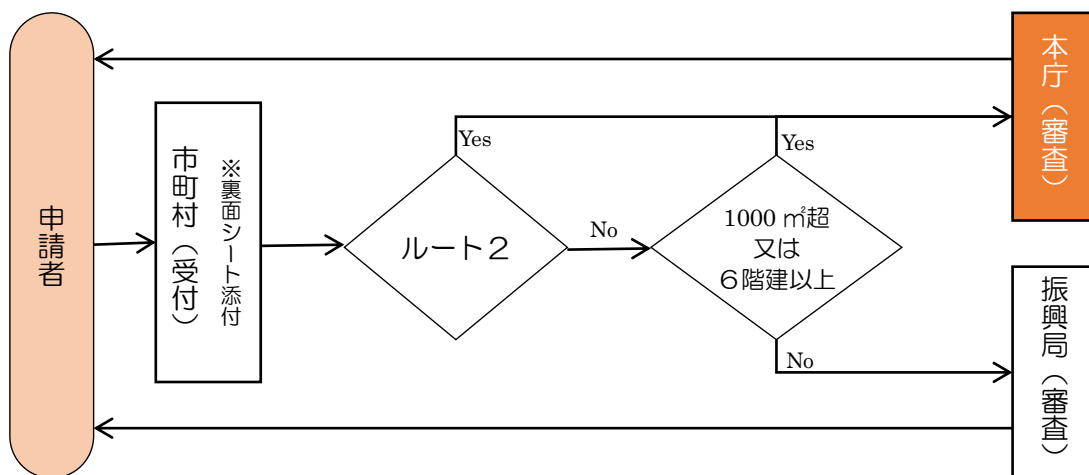
※1：仮設建築物の許可申請も本庁許可

2 開始日

平成30年4月からの市町村窓口受付分より

※ ただし、平成30年3月31日以前に建築確認等の申請をした建築物の中間検査申請、完了検査申請、仮使用認定申請については、各振興局で対応します。

3 事務の流れ



※確認申請等の受付は従来どおり建設地の市町村で行います。

【問い合わせ先】

本庁確認 北海道建設部住宅局建築指導課建築基準G
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5578

振興局確認 各振興局建設指導課

平成30年4月1日以降

申請者（設計者）の皆様へ

*北海道に確認申請を行う場合は、確認申請書にこのシートを添付して市町村窓口にて提出してください。（用途変更のみの場合は不要です。）

確認申請における審査の区分判別シート

以下は、建築物の申請部分について記入して下さい。

（北海道用）

申請者名	
建築物の名称	
地名地番 ※他○筆記載可	
階数	階数___（地上___階、地下___階）
構造計画 ※右欄の該当番号を○で囲んで下さい。	仕様規定、 ルート1、 ルート2、 ルート3 限界耐力計算、 大臣認定プログラム（ルート1～3） その他（ _____ ）
審査の区分 ※右欄の該当番号を1つ選び、○で囲んで下さい。 ※区分は、項目1より順番に判定します。 ※項目1に該当する場合は、項目2以降の判定は不要 ※項目2は、棟別に判定します。1棟でも該当規模となる場合は、2となります。	<pre>graph LR; A["1. ●ルート2の建築物 (建築物の部分) を含むもの"] --> B((ルート2 審査分の手数料加算 を確認)); B -- 進達 --> C[本庁]; D["2. ●木造以外で、 延べ床面積 1,000 m²超 又は6階建て以上の 建築物 (建築物の部分) を含むもの"] -- 進達 --> C; E["3. ●上記1と2以外"] -- 進達 --> F[振興局];</pre>

※市町村はこの様式を申請者から受け取り、取扱1号様式に添付願います。